

付録： 三重大学人文学部研究センター規程

〔平成16年6月9日制定〕

（設置）

第1条 三重大学人文学部（以下「本学部」という。）に、次の研究センターを置く。

社会動態研究センター

多文化共存研究センター

伊勢湾文化資料研究センター

総合環境研究センター

（目的）

第2条 研究センターは、本学部における共同研究プロジェクトを実施することを目的とする。

（職員）

第3条 各研究センターに、次の職員を置く。

一 センター長

二 プロジェクト代表者

三 研究員

2 研究センターに、次の職員を置くことができる。

一 客員研究員

二 研究アシスタント

三 その他研究プロジェクト実施のために必要な職員

（センター長）

第4条 センター長は、研究センターが実施する研究プロジェクトを統括する。

2 センター長は、プロジェクト代表者の互選により学部長が任命する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引続き4年を超えることはできない。

（プロジェクト代表者等）

第5条 プロジェクト代表者は、本学部の大学教員で、当該研究プロジェクトの責任者となる。

2 研究員は、本学部の大学教員で、当該研究プロジェクトの実施に当たる。

3 客員研究員は、本学部の大学教員以外の者で、当該研究プロジェクトの実施に当たる。

4 研究アシスタントは、大学院人文社会科学研究科の学生で当該研究プロジェクトの補助業務を行う。

（研究センター運営会議）

第6条 研究センターの運営及び管理に関する事項を審議するため、三重大学人文学部研究センター運営会議（以下「研究センター運営会議」という。）を置く。

2 研究センター運営会議は、学部長、副学部長及び各センター長をもって組織する。

3 研究センター運営会議に議長を置き，学部長をもって充てる。

4 研究センター運営会議は，研究プロジェクトを研究センターの事業として承認する権限を有する。

（研究センターの設置等）

第7条 研究センターの設置，改廃及び名称の変更は，研究センター運営会議の議を経て，教授会で承認を得るものとする。

（規程の改正）

第8条 この規程の改正は，教授会の承認を得なければならない。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成16年6月9日から施行する。

附 則

この規程は，平成16年10月13日から施行する。

2005年度 三重大学人文学部研究センター活動報告書

2006年8月1日 発行

編集発行：国立大学法人三重大学人文学部研究センター

514-8507 津市栗真町屋町 1577 三重大学人文学部

(総務担当) Tel:059-231-9194 E-Mail: hum-somu@ab.mie-u.ac.jp

<http://www.human.mie-u.ac.jp/gakubu/kenkyu/center/index.html>